

議案第 64 号

太宰府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和4年12月 6日 提出

太宰府市長 楠田大蔵

理 由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、本市職員の定年等に関し、関係条例の整備を行う必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

# 太宰府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

〔令和　　年　　月　　日  
　　条　　例　　第　　号〕

(太宰府市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 太宰府市職員の定年等に関する条例(昭和60年条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

## 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条－第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条－第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)

第5章 雜則(第13条)

## 附則

第1章 総則

第1条中「(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項から第4項までを次のように改める。

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び

次項において同じ。) (同条の規定により延長された異動期間を含む。) を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障を生じること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、太宰府市職員の給与に関する条例（昭和42年条例第212号）第21条、太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第243号）第13条の規定による管理職手当の支給対象となる職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるものほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生じる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生じること。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生じること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらか

じめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雜則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項中「その職員に係る定年退職日」を「当該職員に係る定年退職日」に改める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
-----------------------	-----

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(太宰府市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 太宰府市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和30年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(太宰府市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 太宰府市職員の給与に関する条例（昭和42年条例第212号）の一部を次のように改正する。

第6条第9項を削る。

第6条の2第2項を次のように改める。

2 定年前再任用短時間勤務職員（勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される行政職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第13条第2項第2号中「当たり」を「当たり」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第3項及び第20条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第3項、第23条第2項、第25条の見出し及び同条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

（60歳を超える職員に対する経過措置）

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（2）太宰府市職員の定年等に関する条例（昭和60年条例第1号、以下この項及び次項において「定年条例」という。）第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間

を含む。) を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

- 11 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給

料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給	基 準 給
再 任 用	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額	料 月 額
短 時 間								
勤 務 職 員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第213号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第243号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条第1項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(60歳を超える職員に対する経過措置)

3 職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項及び第2項の規定により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、太宰府市職員の給与に関する条例（昭和42年条例第212号）附則第9項から第15項までの規定の例により管理者が定め

る。

(太宰府市企業職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 太宰府市企業職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和53年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第3条を次のように改める。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 太宰府市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 太宰府市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「（昭和60年条例第1号）」を「（昭和60年条例第

1号。以下「定年条例」という。)」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員  
第3条第3項ただし書中「第2条第1項」を「前条第1項」に改める。

（太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第9条 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項」を「第1項」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項本文中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項第1号中「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成21年条例第23号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 太宰府市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占め

## る職員

(太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 11 条 太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 26 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

(太宰府市職員の再任用に関する条例の廃止)

第 12 条 太宰府市職員の再任用に関する条例（平成 12 年条例第 40 号）は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 条第 20 項の規定は、公布の日から施行する。

(太宰府市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正前の太宰府市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年等条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。）について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第 1 条の規定による改正後の太宰府市職員の定年等に関する条例（以下「新定年等条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるとときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係る太宰府市職員の定年等に関する条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和

11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。) から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年等条例第3条（新定年等条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する定年をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新定年等条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年等条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年等条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

4 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。第9項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年等条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は第9項若しくは第10項の規定により採用することをいう。）をされたことがある者

5 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年等条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年等条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

6 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 7 第4項又は第5項の規定により採用された職員の前項の規定による任期の更新は、当該職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 8 任命権者は、前項に規定する職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 9 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第4項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年等条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 10 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。第19項において同じ。）に達している者（新定年等条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 11 前2項の場合においては、第6項から第8項までの規定を準用する。
- 12 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とす

る。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- 14 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 15 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。
- 16 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（第4項から第11項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から第18項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第16項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当

該職に係る新条例定年に達している職員とする。

- 19 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年等条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年等条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年等条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 20 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（太宰府市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第3条 第3条の規定による改正後の太宰府市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第9項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する

給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第22条第3項、第23条第2項、第25条の規定を適用する。
- 5 新給与条例第10条及び第24条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。  
(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「新労務職員給与条例」という。）第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

- 2 新労務職員給与条例第8条第1項の規定は、暫定再任用職員について準用する。  
(太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の太宰府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「新企業職員給与条例」という。）第19条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

- 2 新企業職員給与条例第19条の規定は、暫定再任用職員について準用する。  
(太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の太宰府市職員の育児休業等に関する条例第17条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務

職員とみなす。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 前条第4項又は第5項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対する第8条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 附則第2条第9項又は第10項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。